

大学院

に進学予定の奨学金を希望する皆さんへ

この冊子では、返還の必要がある奨学金について説明しています。

2024年度入学者用

貸与奨学金案内

(大学院予約)

貸与奨学金とは
どんな制度かな?
⇒5ページへ

申込みの
資格や基準は?
⇒6ページへ

申込手続きが
知りたい。
⇒20ページへ

採用された後に
必要な手続きは?
⇒30ページへ



スカラネット
入力下書き用紙

確認書兼個人情報情報の
取扱いに関する同意書

在中

無利子貸与奨学金

■ 第一種奨学金

有利子貸与奨学金

■ 第二種奨学金
■ 入学時特別増額貸与奨学金



JASSO

独立行政法人
日本学生支援機構
Japan Student Services Organization

2023年8月1日

目次

	ページ
貸与奨学金案内 ダイジェスト	3
はじめに 貸与奨学金を希望する皆さんへ	4
第1部 貸与奨学金制度の概要	
1. 募集時期	5
2. 貸与奨学金の種類と貸与額	5
3. 対象者	6
4. 申込資格	6
5. 貸与奨学金の推薦基準	7
6. 貸与奨学金の交付	8
7. 貸与期間	9
8. 利率	9
9. 元利均等返還について	10
10. 特に優れた業績による返還免除	11
11. 返還方式について	11
12. 個人信用情報機関への登録と利用等についての同意	13
13. 保証制度	15
第2部 申込手順等	
1. 申込みの流れ	20
2. 申込手順（1. 申込みの流れ <<1>>～<<8>>の詳細）	20
3. 収入に関する証明書類及び「【用紙②】収入計算書」の作成	22
4. スカラネットによる申込み	26
第3部 採用候補者決定～進学届の提出	
1. 奨学生採用候補者の決定	27
2. 奨学生採用候補者の辞退	27
3. 「入学時特別増額貸与奨学金」の貸与を受けるまでの手続き	27
4. 労働金庫（労金）の「入学時必要資金融資」（つなぎ融資）について	28
5. 進学時の提出書類（2024年4月以降入学後）	29
6. 「進学届」の提出	29
7. 奨学生採用候補者決定内容の変更・訂正・辞退	29
8. 別の種類の奨学金を希望する場合	29
第4部 奨学金の貸与開始～返還	
1. 採用時の手続き	30
2. 奨学金貸与中の手続き・注意事項	31
3. 貸与終了後の返還	32
資料 奨学金の返還を延滞した場合	36
参考1 機関保証制度の保証料（目安）	37
参考2 機関保証制度の「保証委託約款」	39

◆「【用紙①】スカラネット入力下書き用紙」、「【用紙②】収入計算書」及び「【用紙③】確認書兼個人信用情報の取扱いに関する同意書」は本冊子の20～21ページに挟み込んでいます。

※【用紙②】収入計算書は【用紙①】スカラネット入力下書き用紙の6～7ページに、また、【用紙③】確認書兼個人信用情報の取扱いに関する同意書は【用紙②】収入計算書の3～4ページに挟み込んでいます。

【本冊子の用語】

機構 独立行政法人日本学生支援機構

あなた 貸与奨学金に申し込むあなた本人

公庫 株式会社日本政策金融公庫

マイナンバー マイナンバー（個人番号）

貸与奨学金案内 ダイジェスト

本冊子で説明している内容をピックアップしました。

貸与奨学金の予約採用の募集はどこで行っていますか？

国内の進学予定の大学院で募集しています。必ず進学予定の大学院に申込締切日を確認して申込みの機会を逃さないように注意してください（詳細は 5 ページ）。

貸与奨学金にはどのような種類がありますか？

無利子「第一種奨学金」と、有利子「第二種奨学金」があります。このほかに、入学時の一時金として「入学時特別増額貸与奨学金」（有利子）があります（詳細は 5 ページ、貸与期間については 9 ページ）。

「第二種奨学金」及び「入学時特別増額貸与奨学金」の利率については 9 ページを参照してください。

どのような人が借りられますか？

2024年度に国内の大学院（通学・通信問わない）への進学を予定しており、高度の研究能力を有し、経済的理由により修業に困難があると認められる人が対象です。貸与基準（学力・家計・人物）により選考を行います（詳細は 6 ページ、学力・家計基準は 7 ページ）。

保証制度にはどのような種類がありますか？

保証制度には、「機関保証制度」と「人的保証制度」の 2 つがあります。奨学金を申し込む時に、どちらか一方を選択します（詳細は 15 ページ）。

※第一種奨学金で所得連動返還方式を選択した人は機関保証制度のみとなります。

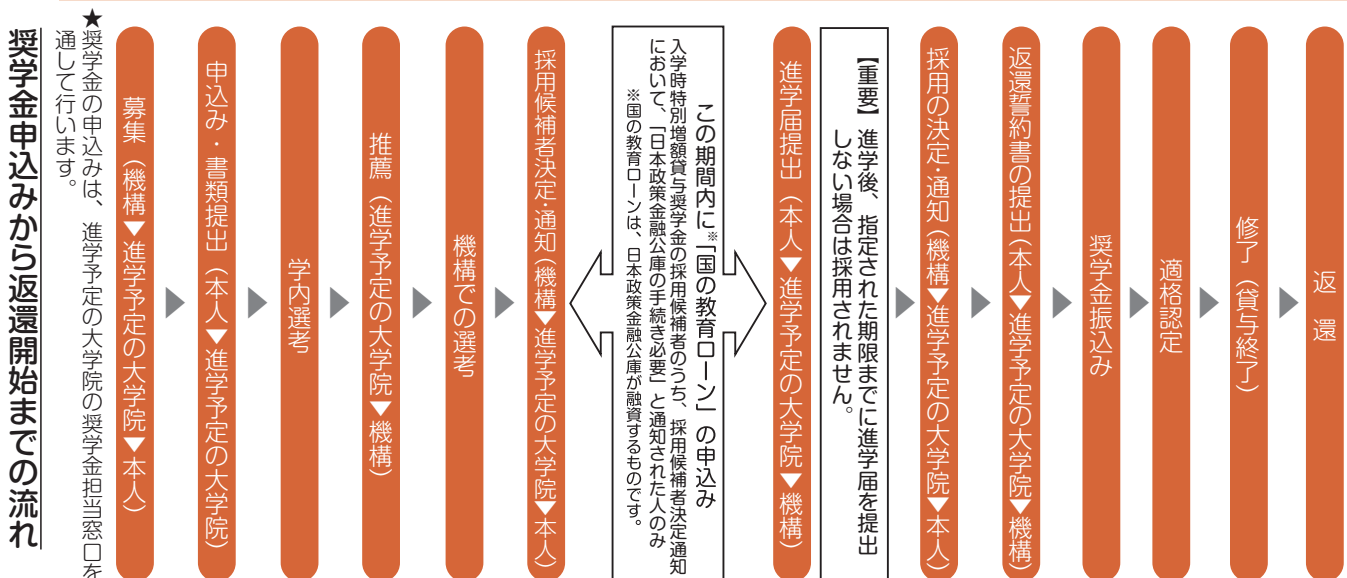
返還方式にはどのような種類がありますか？

「第一種奨学金」を申し込む場合は「所得連動返還方式」又は「定額返還方式」のいずれかを選択します（詳細は 11 ページ）。

※第二種奨学金は定額返還方式のみとなります。

申込手続きはどのように行えばよいですか？

申込手続きは①必要な書類を進学予定の大学院に提出すること、及び②インターネットを通じて機構奨学金申込専用ホームページ（スカラネット）にアクセスし必要事項を入力することによって行います（詳細は 20 ページ）。



機構の奨学金制度は、勉学に励む意欲があり、またそれにふさわしい能力を持った学生が経済的理由により修学をあきらめることのないよう支援することを目的として国が実施する制度です。

みなさんが、奨学金を利用することで安心して勉学に励み、それぞれの描いた夢が叶えられることを期待しています。

貸与奨学金を申し込む機会は、次のとおりです。

予約採用………大学院へ進学する前に進学予定の大学院の窓口で申し込みます。

在学採用………大学院へ進学後に大学院の窓口で申し込みます。

この冊子では、返還の必要がある貸与奨学金（借入金）の「予約採用」について説明しています。
この冊子をよく読み、貸与奨学金制度について理解したうえで申込みを行ってください。



重要

1 貸与奨学金（借入金）について

機構の貸与奨学金には次の種類があります。

1. 第一種奨学金（無利子）
2. 第二種奨学金（有利子）
3. 入学時特別増額貸与奨学金（有利子）

機構の奨学金（借入金）を申し込む際に、知っておいてほしい点をいくつか説明します。

- (1) 貸与奨学金は、「もらう」ものではなくあなた自身が「借りる」ものです。
- (2) 貸与を受けようとする人は、あなたの家庭の経済状況や人生・生活設計に基づき、奨学金の貸与を受ける必要性、返還時の負担などを十分考慮し、学資として必要となる適切な金額を選んで申し込んでください。

【本当に必要な金額？借りすぎに注意！】

- (3) 奨学金の貸与を受けるのはあなたです。返還義務もあなたにあります。
- (4) 貸与奨学生が大学院を修了してから返還するお金、次の世代の貸与奨学金として使われます。貸与奨学金は、先輩から後輩へとリレーされる仕組みになっています。
- (5) 返還中に病気・失業などで返還が困難になった場合は、状況に応じて毎月返還する金額を減額して返還期間を延長する制度や返還期限を猶予（返還期間を先送り）する制度等があります。
- (6) 入学時特別増額貸与奨学金は単独での申込みはできません。第一種奨学金又は第二種奨学金と同時に申し込む必要があります。
- (7) 採用候補者に決定しても、まだ正式な採用ではありません。正式採用は、大学院入学後に所定の書類提出等の手続きをした後です。
- (8) 採用候補者に決定しても、2024年度中に入学予定の大学院（課程・研究科）に入学しなかったときは採用されません。
- (9) 奨学金の振込みは、大学院に入学し、進学届を提出した後に始まります。入学時特別増額貸与奨学金も入学後に振り込まれます。入学前や入学後しばらくの間に必要となる資金は別に用意する必要があります。
- (10) 貸与奨学金は学業成績不振等により、打ち切られる場合があります。

2 本冊子の構成及び申込手続きについて

本冊子は第1部（5～19ページ）において、貸与奨学金の概要を記載しています。最初に読んで、貸与奨学金を申し込む基準を満たしているかを確認してください。

第1部を読み奨学金の利用を希望する場合は、第2部～第4部（20～39ページ）の説明をよく読み理解したうえで、進学予定の大学院の奨学金窓口を通して申込手続きを行ってください。申込後大学院からの推薦を受けて、機構が選考のうえ、採用の可否を決定し、当該大学院を通じて通知します。

1 募集時期

国内の進学予定の大学院ごとに募集時期が異なります。申込締切日を進学予定の大学院に必ず確認し、申込みの機会を逃さないよう注意してください（各申込締切は裏表紙の「おぼえ書き」に記入してください）。

2 貸与奨学金の種類と貸与額

貸与奨学金には次の3種類があります。

奨学金の種類	利子	貸与の方法		貸与始期 (いつから)	貸与終期 (いつまで)
第一種奨学金	無利子	毎月の奨学金	原則として 毎月1回振込み	2024年4月	修業年限の終期
第二種奨学金	有利子	毎月の奨学金	原則として 毎月1回振込み	2024年4月	修業年限の終期
入学時特別増額 貸与奨学金	有利子	一時金	上記の奨学金の初回 振込時に増額して1回 だけ振込み		

※第一種奨学金と第二種奨学金両方の貸与を受けることを併用貸与といいます。

併用貸与の場合、貸与総額（返還総額）が多額になりますので、本当に併用貸与を必要とするかよく考えてください。申し込む場合は、修了後に返還することを考えて貸与月額を慎重に選択してください。

※入学時特別増額貸与奨学金のみの申込みはできません。第一種奨学金又は第二種奨学金と同時に申し込む必要があります。

※第二種奨学金及び入学時特別増額貸与奨学金の利率については9ページ **8** を参照してください。

(1) 第一種奨学金 大学院の課程の区分に応じた金額を選択します。

奨学金の種類	大学院の課程の区分	
	修士課程相当	博士課程相当
第一種奨学金	50,000円 88,000円	80,000円 122,000円

[大学院の課程の区分]

区分	左の区分に含まれる課程等
修士課程相当	修士課程、博士前期課程、専門職大学院課程（法科大学院を含む）、一貫制博士課程前期相当分
博士課程相当	博士課程、博士後期課程、博士医・歯・薬・獣医学課程※、一貫制博士課程後期相当分 ※6年制薬学部基礎を置く薬学系大学院博士課程（4年制）については、博士医・歯・薬・獣医学課程として取扱います。

(2) 第二種奨学金

奨学金の種類	大学院の課程の区分				
	修士課程相当		博士課程相当		
第二種奨学金	50,000円	80,000円	100,000円	130,000円	150,000円

法科大学院において貸与月額15万円を選択した場合に限り、次のとおり増額ができます。

法科大学院の増額	
	4万円増額（15万円＋4万円＝月額19万円）
	7万円増額（15万円＋7万円＝月額22万円）

※増額分の利率については12ページ **8** (2)を参照してください。

(3) 入学時特別増額貸与奨学金（一時金）

入学時の諸費用の負担を補うことを目的として10万円から50万円までの間で10万円単位で額を選択できます。

申込みは入学時（編入学者は編入学時）の1回に限ります。

同時に申し込む第一種奨学金・第二種奨学金の貸与始期を入学年月と同一にする必要があります。

3 対象者

2024年度に国内の大学院（通学・通信問わない）に進学予定の人が対象です。なお、編入学予定者は本冊子で申込手続きをすることはできません（編入学後に「在学採用」の募集時期に申し込みます）。また、海外大学院日本校に進学予定の人は、海外用の奨学金案内を利用して手続きをしてください（本冊子で申し込むことはできません）。

4 申込資格

2024年4月に国内の大学院の修士・博士前期課程、専門職大学院課程（法科大学院を含む）、博士・博士後期課程、博士医・歯・薬・獣医学課程、一貫制博士課程に進学を希望する人で、高度の研究能力を有し、経済的理由により修学に困難があると認められる人。ただし、次の①～③に該当する人は、記載内容をよく読み、申込資格があるか必ず確認してください。

①過去に奨学金の貸与を受けたことがある人

ア. 過去に貸与を受けた奨学金が、次の状態であることが判明しその状態を速やかに解消しない場合には、不採用とします。また、採用後にその状態にあることが判明した場合は、採用を取り消します。

I. 過去に貸与を受けた奨学金の返還誓約書が未提出である場合

II. 過去に貸与を受けた奨学金の返還が延滞中である場合

イ. 過去に貸与を受けた奨学金が、保証機関より代位弁済が行われたことが判明した場合には、申込資格がありません。また、採用後に判明した場合には、採用を取り消します。

ウ. 過去に奨学金の貸与を受けた人が、同じ学校区分で、新たに同じ種類の奨学金を希望する場合は、貸与期間が短縮される場合や申込みができない場合があります。

詳しくは9ページ **7** を参照してください。

②債務整理中の人

債務整理中の人には申込資格がありません。

③外国籍の人

外国籍の人は以下の表のとおり在留資格等によっては申込みができない場合があります。申込みを行う際は、在留資格及び在留期限（在留期間の満了日）（法定特別永住者及び永住者の場合を除く。）を申告し、申込み可能な在留資格であることの証明書を提出する必要があります（※1）。

[在留資格等による申込資格の可否]

国籍	在留資格等（※2）	提出書類
日本国以外	法定特別永住者（※3） 永住者 日本人の配偶者等 永住者の配偶者等 定住者（※4）	・「 在留カード 」（コピー） ・「 特別永住者証明書 」（コピー） ・「 住民票の写し 」（原本） 等、 在留資格・在留期間が明記 されているもの （いずれか1点）
	上記以外（留学・家族滞在等）	申込資格がありません

（※1） 申込日時時点で在留期間が経過している場合でも申込みはできますが、在留期間の延長が認められたことを証明する書類の提出が必要です。在留期間の延長が確認できるまで、貸与奨学生の選考・採用は保留（一定期間経過後は不採用）となります。

なお、法定特別永住者又は永住者は、提出書類に在留期間が記載されている必要はありません。

（※2） 在留資格は「出入国管理及び難民認定法」（昭和26年政令第319号）によるものです。

（※3） 法定特別永住者は、「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法」（平成3年法律第71号）によるものです。

（※4） 「定住者」について、永住者又は永住者の配偶者等に準ずると当該者の在学校の長が認めた者に限ります。将来永住する意思のない人は、貸与対象となりません。また、申込資格のない在留資格の者が「永住者」「定住者」への在留資格変更許可申請中の場合も、奨学金の貸与を受けることができません。

5 貸与奨学金の推薦基準

人物・学力の推薦基準を満たしている奨学金申込者を進学予定の大学院が推薦します。機構では家計を含めた審査・選考を行い、採用候補者を決定します。

(1) 学力基準

区分	「第一種奨学金のみ」又は「併用貸与」	「第二種奨学金のみ」
修士課程相当	大学等・大学院における成績が特に優れ、将来、研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力を備えて活動することができるものと認められること。	①又は②のいずれかに該当すること。 ① 大学等・大学院における成績が優れ、将来、研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力を備えて活動することができるものと認められること。 ② 大学院における学修に意欲があり、学業を確実に修了できる見込みがあると認められること。
博士課程相当	大学・大学院における成績が特に優れ、将来、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力を備えて活動することができるものと認められること。	①又は②のいずれかに該当すること。 ① 大学・大学院における成績が優れ、将来、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力を備えて活動することができるものと認められること。 ② 大学院における学修に意欲があり、学業を確実に修了できる見込みがあると認められること。

※課程の区分については5ページ **2** を参照してください。

(2) 家計基準

(単位：万円)

奨学金の種類	修士課程相当	博士課程相当
第一種奨学金	299	340
第二種奨学金	536	718
併用貸与	284	299

原則として本人及び配偶者（配偶者は定職収入がある場合のみ）の2022年分（1月～12月）の収入金額が、該当の収入基準額以下であることが必要です。なお、配偶者が給与所得者の場合は、配偶者のみ下表の【参考】給与所得控除をしたうえで、本人の収入金額と合算します。

※課程の区分については5ページ **2** を参照してください。

【参考】給与所得控除（配偶者のみ）

年間収入金額（控除前）	控除額
400万円以下の場合 （ただし、年間収入金額が268万円未満の控除額は年間収入金額と同額である）	年間収入額×0.2+214万円
400万円を超え781万円以下の場合	年間収入額×0.3+174万円
781万円を超える場合	408万円

（注1）第一種奨学金については、収入基準額を超えていても採用される場合がありますので、大学院に確認してください。

（注2）配偶者の給与所得の控除については、選考の際に機構で計算しますので、奨学金申込画面（スカラネット）には、必ず控除前の年間収入金額を入力してください。

(3) 入学時特別増額貸与奨学金（一時金） 学力基準・家計基準

項目	基準
学力基準	併せて貸与を受けることとなる奨学金（第一種奨学金、第二種奨学金、併用貸与）の基準を適用（7ページ 5 （1）参照）。
家計基準	奨学金申込時における収入基準額（7ページ 5 （2）参照）が120万円以下であること。ただし、収入基準額が120万円を超えていても、公庫の「国の教育ローン」に申し込んで利用できなかった人は、収入基準額120万円以下とみなします。

入学時特別増額貸与奨学金は、公庫の「国の教育ローン」を申し込み、低所得等を理由に利用できなかった（融資を断られた）世帯の学生に貸与します。

そのため、以下の公庫が定める「国の教育ローン」のいずれかの要件を満たさないために、「国の教育ローン」を申し込むことができなかった世帯の学生は対象外です。

公庫が定める「国の教育ローン」の要件

1. 借入申込世帯の年間収入（所得）金額が公庫の示す金額以内であること
2. 借入申込金額が450万円を超えていないこと
3. 使途が教育資金であること
4. 保護者等による申込みであること

公庫の融資の申込み	入学時特別増額貸与奨学金の利用
上記1～4の要件を全て満たしたが、公庫の審査の結果、融資を断られた場合	○（利用できます）
上記1～4の要件を満たしており公庫の審査の結果、融資が受けられた場合	×（利用できません）
上記1～4のいずれかの要件を満たさないために、融資を受けることができなかった場合	×（利用できません）

（参考）入学時特別増額貸与奨学金を受けるまでの手続きの詳細は27ページ **3**

6 貸与奨学金の交付

貸与奨学金は、奨学生本人名義の口座に原則毎月振り込まれます。

(1) 取扱金融機関

奨学金の振込口座に利用できる金融機関は下表のとおりです。

	利用できる	利用できない
金融機関	日本国内の銀行（ゆうちょ銀行を含む）、信用金庫、労働金庫、信用組合（一部を除く）	農協、信託銀行、外資系銀行、インターネット専門銀行（楽天銀行、PayPay銀行等）、その他一部の銀行（SBI新生銀行、あおぞら銀行、セブン銀行等）
口座	本人名義の普通預金（通常貯金）口座	本人以外の名義の口座、貯蓄預金口座、NISA口座、休眠口座

(2) 奨学金振込日

奨学金は原則、毎月11日に振り込まれます。振込日が金融機関の休業日にあたる場合は、その前営業日となります。ただし、初回振込日は大学院への進学後で、具体的には「進学届」（29ページ参照）の提出時期により異なります。また、初回振込日が5月以降となる場合、4月分からその月までの分の奨学金がまとめて振り込まれます。

詳しくは、「貸与奨学生のしおり」（機構ホームページに掲載）で確認してください。



重要

- 進学前に奨学金が振り込まれることはありません。進学前に必要な資金は別途用意する必要があります。
- 保証制度として機関保証制度（15ページ参照）を選択し、かつ初回振込時において奨学金が数か月分まとめて振り込まれる場合、奨学金の振込額に応じて機関保証の保証料を算出するため、端数処理の関係で奨学生証に記載されている保証料月額の数倍にならないことがあります。
- 進学届提出時に振込口座番号や本人名義に誤りがあった場合は、初回振込みが大幅に遅れることがあります。

7 貸与期間

貸与期間は、5ページ「**2** 貸与奨学金の種類と貸与額」の表に示されている貸与始期から貸与終期までです。

ただし、過去に奨学金の貸与を受けた人が、同じ学校区分（下表【大学院の課程の区分】参照）で、新たに同じ種類の奨学金（第一種奨学金又は第二種奨学金）を希望する場合は、貸与期間が短縮される場合や、申込みができない場合があります。

なお、所定の要件を満たす場合に限り、入学後の大学院の正規の修業年限まで再度、奨学金の貸与を受けることができます（以下、「再貸与」という）。

第一種奨学金の再貸与：**全ての学校区分を通じて**1回限り再貸与可能

第二種奨学金の再貸与：**各々の学校区分において**1回限り再貸与可能

[大学院の課程の区分]

区分	左の区分に含まれる課程等
修士課程相当	修士課程、博士前期課程、専門職大学院課程（法科大学院を含む）、一貫制博士課程前期相当分
博士課程相当	博士課程、博士後期課程、博士医・歯・薬・獣医学課程※、一貫制博士課程後期相当分 ※6年制薬学部基礎を置く薬学系大学院博士課程（4年制）については、博士医・歯・薬・獣医学課程として取り扱います。

[参考] 長期履修学生について（詳細は進学予定の大学院に確認してください）

職業を有している等の事情により、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し修了することを希望する長期履修学生の貸与期間については、以下のとおりです。

●第一種奨学金：通常課程の標準修業年限に相当する期間とします。

●第二種奨学金：所定の手続きを行うことによって、学則に定める「長期履修課程の修業年限の終期まで」貸与を延長することができます。

8 利率

(1) 利率の算定方法

第二種奨学金及び入学時特別増額貸与奨学金の利率の算定方法は、「利率固定方式」と「利率見直し方式」があり、どちらか一方を選択します。いずれの方式も、利率に上限（年3%）があります。なお、奨学金貸与中及び在学猶予・返還期限猶予中は無利子です。

(参考) 返還期限猶予・在学猶予の説明は35ページ **3** (7)

- ① 利率固定方式：貸与終了時に決定した利率が、返還完了まで適用されます。将来、市場金利が変動した場合も、利率は変わりません。
- ② 利率見直し方式：貸与終了時に決定した利率を、おおむね5年ごとに見直します。将来、市場金利が変動した場合は、それに伴い利率も変わります（将来、市場金利が上昇（下降）した場合は、貸与終了時の利率より高い（低い）利率が適用されます）。

(注1) 貸与終了時に決定した利率」とは、機構が奨学金交付のために借り入れた資金を貸与終了時に借り換えた財政融資資金の利率です（財政融資資金の借換えと併せて債券を発行した場合、財政融資資金と債券の利率をそれぞれの貸与額で加重平均した利率が適用されます）。

(注2) 借り換える財政融資資金は、利率固定方式のためのものが固定利率型、利率見直し方式のためのものが5年利率見直し型です。

(2) 増額貸与利率の算定方法

[増額貸与利率を適用する対象者]

- ①入学時特別増額貸与奨学金を受けた人
- ②法科大学院に在学し、基本月額に加えて増額月額の貸与を受けた人

[利率の算定方法]

基本月額に係る利率と増額部分に係る利率（以下「増額貸与利率」という）を加重平均して算定します。その基礎となる基本月額に係る利率と増額貸与利率は、次のとおりです。

基本月額に係る利率：「利率固定方式」又は「利率見直し方式」に従って算定します（どちらも年3.0%が上限です）。

増額貸与利率：原則として基本月額に係る利率に0.2%上乗せした利率とします（財政融資資金の利率が年3.1%を超える場合は、財政融資資金の利率が適用されます）。

(3) 利率の算定方法の変更手続き

利率の算定方法は、申込時に選択した後も、貸与期間が終了する年度の一定の期間まで変更することができます。

なお、変更手続きの期限は年度によって異なりますので、貸与が終了する年度に変更を希望する場合は、当該年度の4月以降、進学後の大学院へお問い合わせのうえ、変更の手続きをしてください。また、退学や辞退などの理由で卒業前に貸与が終了する場合も変更手続きの期限を前もって大学院にお問い合わせのうえ、大学院を通じて変更の手続きをしてください。

(4) 貸与が終了した後に適用される利率について

返還時に適用される利率及び割賦金額は、貸与終了後に機構から「第二種奨学金の返還条件通知および口座振替（リレー口座）加入通知」でお知らせします。また、機構ホームページにも利率を掲載します。

9 元利均等返還について

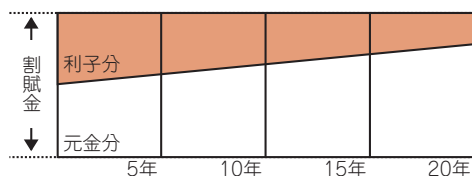
第二種奨学金及び入学時特別増額貸与奨学金は、元利均等返還の方法によりますので、月賦返還における毎回の返還額（割賦元金・残元金に対する利子・返還据置期間（※）の利子の分割額の合計額）は定額です（最終回は端数の調整があります）。

（※）貸与終了後や在学猶予（35ページ参照）期間終了後の、返還開始までの期間

(1) 利率固定方式における返還の概略図

利率が返還完了まで一定のため、返還額は一定です。

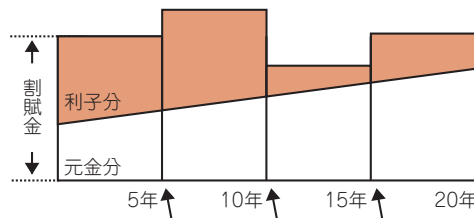
[定額返還方式（※）により最長20年間で返還する場合]



(2) 利率見直し方式における返還の概略図

利率が5年ごとに見直されるため、返還額が増減します（残元金に対する利子も変動します）。

[定額返還方式（※）により最長20年間で返還する場合]



（※）「定額返還方式」の例は33ページ **3** (5) を参照してください。利率の上昇 利率の下降 利率の上昇

（注1）上記概略図は、利率の変動に伴う割賦金の増減の一例であり、実際の割賦金の増減とは異なりますのでご注意ください。

（注2）利率固定方式と利率見直し方式は、元金分の総額は同じです。

（注3）割賦方法として「月賦・半年賦併用返還」（12ページ **11** (2) 参照）を選択した場合、半年賦分の返還がある1月と7月は、他の月と比べて返還額が多くなります。

10 特に優れた業績による返還免除

- (1) 大学院において第一種奨学金の貸与を受けた学生であって、貸与期間中に在学している課程で特に優れた業績を挙げた人として機構が認定した場合に、貸与終了時に奨学金の全額又は半額の返還が免除される制度です。返還免除の認定は、大学院を置く大学の学長が学内選考委員会の審議に基づき推薦する人について、学問分野での顕著な成果や発明・発見や、専攻分野に関する芸術・スポーツ・ボランティア活動等における高い評価・優れた結果等、「独立行政法人日本学生支援機構に関する省令」に定める業績を総合的に評価することにより行われます。なお、博士課程については、本機構の定める「博士課程の業績評価に関するガイドライン」を満たしていることが必要です。免除申請を希望する人は、第一種奨学金の貸与が終了する年度に、大学院に申請が必要となります。（※1）
- (2) 博士課程1年次に入学して第一種奨学金（※2）の貸与を受ける人のうち、大学院入試の結果等に基づき特に優れた業績を挙げる見込みがあると認められた人については、返還免除内定制度があります。返還免除の内定を希望する人は、進学後の博士課程1年次に、大学院に申請が必要となります。なお、内定者として決定されても貸与期間中に「廃止」又は「停止」の処置を受けた時、修業年限内で課程を修了（学位取得）できなくなった時（※3）は、返還免除の内定を取り消します。
- (3) 2023年度以降に修士課程及び専門職学位課程への進学を予定している人に対する返還免除内定制度が新たに創設されました。大学学部等において給付奨学金又は高等教育の修学支援新制度による授業料減免を受けている、もしくは住民税非課税世帯の学生等であって、科学技術イノベーション創出に寄与する分野（情報・AI、量子、マテリアル等）又は大学の強みや地域の強み等を生かした分野への進学を希望している人のうち、大学院入試の結果等に基づき特に優れた業績を挙げる見込みがあると認められた人について、返還免除の内定を申請することができます。なお、内定者となった場合は年に1回中間評価があり、内定者として相応しい成績を挙げているかどうか確認します。学業成績不振等により、内定を取り消す場合があります。また、貸与期間中に「廃止」、「停止」または「警告」の処置を受けた時、修業年限内で課程を修了（学位取得）できなくなった時（※3）等は、返還免除の内定を取り消します。

返還免除の内定を希望する人は、進学前に、進学予定の大学院に申請します（奨学金の申請とは別に手続きする必要があります）。

※1 2023年度以降、大学院博士課程において第一種奨学生として採用された人で、国立研究開発法人科学技術振興機構（JST）が実施する「科学技術イノベーション創出に向けた大学フェロシップ創設事業」又は「次世代研究者挑戦的研究プログラム」の支援を受けた人は、本機構の「特に優れた業績による返還免除制度」の対象外となります。

※2 第一種奨学金（海外大学院学位取得型対象）は、返還免除内定制度の対象外です。

※3 災害、傷病、感染症の影響その他のやむを得ない事情により修業年限内で課程を修了できなくなった時は、内定取消の対象外です。

11 返還方式について

(1) 返還方式の種類と概要

第一種奨学金の貸与を申し込む人は、「所得連動返還方式」と「定額返還方式」のどちらかの返還方式を選択してください。

「所得連動返還方式」は、卒業後の所得に応じて毎年の返還額が決まるので、所得が少ない時期も、無理なく返還できる制度です。

所得連動返還方式

返す月額を毎年見直し

所得に応じた月額で返還

例 年収:300万円 → 月額:約 8,600円
年収:450万円 → 月額:約 15,400円

特長

所得があまり高くない時でも無理のない月額で返還できるので、将来のリスクに備えられます。

定額返還方式

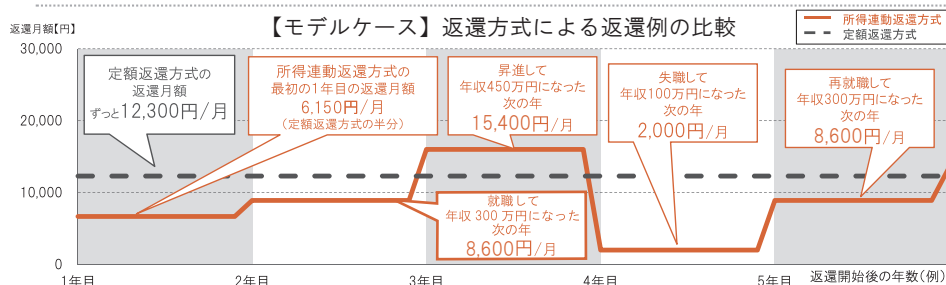
返還完了まで返す月額が同じ

借りた総額に応じた月額で返還

例 8万円を2年間(192万円)借りた場合
→月額:約 12,300円(13年間)

特長

最後まで同じ月額で返還するので、返還の計画がたてやすくなります。



●所得連動返還方式と定額返還方式の概要

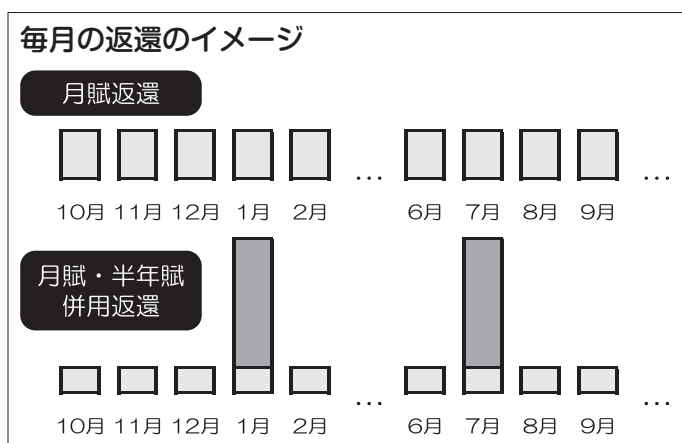
	所得連動返還方式	定額返還方式
対象となる奨学金の種類	第一種奨学金のみ	第一種奨学金、第二種奨学金、入学時特別増額貸与奨学金
保証制度	機関保証制度（保証料が必要）のみ ※併用貸与又は併願として申し込む場合は、第一種奨学金と第二種奨学金の保証制度は同一となります。ただし、第一種奨学金を所得連動返還方式とする場合に限り、第二種奨学金について、機関保証制度又は人的保証制度のどちらかを選択することができます。 ※「併願」とは：第一種奨学金が不採用の場合、第二種奨学金の貸与を希望すること	機関保証制度、人的保証制度のいずれかを選択
返還月額の算出	採用時に提出したマイナンバーより毎年情報連携で取得（返還2年目以降）した前年の所得に応じて10月～翌年9月の返還月額を算出 （「課税対象所得（課税総所得金額）」×9%÷12） （1円未満の端数は切り捨て） （参考）提出方法については30ページ 1 (2) ※算出した額が2,000円未満となった場合、返還月額は2,000円となります。 ※返還初年度の返還月額は、定額返還方式により算出した返還月額の半額です。また、その額での返還が困難な場合は申請により月額2,000円に変更することが可能です。 ※あなたが返還中に被扶養者になっている場合は、あなたと扶養者の課税対象所得（課税総所得金額）の合計に基づき返還月額を算出します（扶養者のマイナンバーの提出が必要となります）。 ※第一種奨学金の貸与を複数回受け、いずれも所得連動返還方式を選択した場合は、返還初年度はそれぞれの奨学金の定額返還の半分の額を、返還開始2年目以降は前年の課税対象所得の9%を12で割った返還月額×貸与を受けた奨学金の数（例：大学と大学院（修士）であれば×2、大学と大学院（修士）と大学院（博士）であれば×3）により返還をしていただくこととなります。	貸与総額に応じて算出された返還金額（月額）により、返還完了まで返還
割賦方法	月賦返還のみ	返還誓約書にて「月賦返還」又は「月賦・半年賦併用返還」のいずれかを選択 （参考）本ページ 11 (2)
返還困難な場合	返還期限猶予制度のみ利用可能 （減額返還制度は利用不可） （参考）35ページ 3 (7)	返還期限猶予制度、減額返還制度が利用可能 （参考）35ページ 3 (7)

※所得連動返還方式を選択した人が、マイナンバーを提出しなかった場合は、定額返還方式により算出した返還月額により、返還します。

(2) 「定額返還方式」の割賦方法の選択

第二種奨学金、入学時特別増額貸与奨学金及び「定額返還方式」を選択した第一種奨学金については、採用後に提出する返還誓約書において、返還する際の割賦方法を選択する必要があります。なお、返還誓約書で決めた割賦方法は、原則として変更できません。

- ①月賦返還：返還総額を毎月均等に分割して返還する返還方法
- ②月賦・半年賦併用返還：返還総額の半分を毎月定額で返還し（月賦分）、もう半分を半年賦（1月と7月）で返還する、月賦と半年賦とを併せた返還方法



(3) 返還方式の変更（第一種奨学金のみ）

変更内容	説明
定額返還方式 → 所得連動返還方式	<ul style="list-style-type: none"> 貸与中及び貸与終了後ともに変更が可能です。 人的保証制度を選択していた場合は、機関保証制度への変更手続きを同時に行うことが必要です。その際、保証料の一括での支払いが必要となります。 あなたのマイナンバーを提出したことがない場合は、あなたのマイナンバー及びその他確認書類の提出が必要です。 月賦・半年賦併用返還を選択していた場合は、月賦返還に変更となります。
所得連動返還方式 → 定額返還方式	<ul style="list-style-type: none"> 貸与期間が終了する年度の一定の期間まで変更することができます（貸与終了後は変更できません）。 <p>なお、変更手続きの期限は年度によって異なりますので、貸与が終了する年度に変更を希望する場合は、当該年度の4月以降、大学院にお問い合わせのうえ、変更の手続きをしてください。また、退学や辞退などの理由で卒業前に貸与が終了する場合も変更手続きの期限を前もって大学院にお問い合わせのうえ、大学院を通じて変更の手続きをしてください。</p> <ul style="list-style-type: none"> 保証制度は「機関保証」が継続されます（「人的保証」への変更はできません）。

※第二種奨学金、入学時特別増額貸与奨学金は「定額返還方式」限定であるため対象外

12 個人信用情報機関への登録と利用等についての同意

奨学金申込時に、「【用紙③】確認書兼個人信用情報の取扱いに関する同意書」の提出が必要です。本同意条項については14ページをご覧ください。また、個人信用情報機関（※）への登録についての同意がない場合は、奨学金の貸与を受けることができません。

- 返還開始から6か月経過後に延滞3か月以上になった場合、個人信用情報機関（全国銀行個人信用情報センター）に個人情報を登録する対象となります。
- 奨学金の返還を延滞した者のみが登録されます。貸与者全員の情報が自動的に登録されるわけではありません。
- 一度個人信用情報機関に登録されると、返還状況は毎月更新され、延滞を解消すると、延滞が解消されたという情報として更新されます。登録された情報は返還完了から5年後に削除されます。
- 個人信用情報機関に延滞情報が登録されると、クレジットカードの利用が制限されたり、住宅ローン等が組めなくなる場合があります。

※個人信用情報機関とは…会員（銀行等）から消費者の個人信用情報（消費者のローンやクレジットに関する情報である契約内容、利用状況、返済状況等個人の経済的信用に関する情報）を収集・蓄積し、会員（銀行等）からの照会に対し信用情報を提供する業務を行う機関です。

1. 申込み～採用決定、振込

- 奨学金申込（個人信用情報機関（含む提携個人信用情報機関）への情報提供についての同意が必須となる）

2. 返還開始～延滞発生

- 採用決定
- 奨学金の振込み
- 返還開始
- 延滞発生
- 個人信用情報機関への延滞情報の登録（返還開始から6か月経過後に延滞3か月以上）

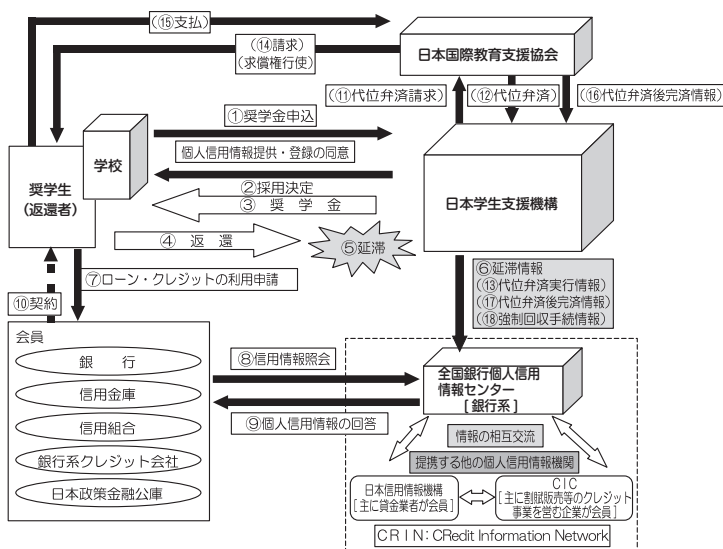
3. 会員による個人信用情報の利用

- ローン・クレジットの利用申請
- 会員（銀行等）からの信用情報照会
- 個人信用情報機関からの信用情報の回答
- 会員（銀行等）による契約の判断

4. 機関保証制度加入者の例（代位弁済請求～代位弁済後完済）

- 代位弁済請求
- 代位弁済
- 個人信用情報機関への代位弁済実行情報の登録
- 日本国際教育支援協会から返還者への請求
- 返還者から日本国際教育支援協会への支払い
- 完済の場合に代位弁済後完済情報を日本学生支援機構へ提供（代位弁済実行後5年以内）
- 日本学生支援機構から代位弁済後完済情報を個人信用情報機関へ登録（代位弁済実行後5年以内）
- 人的保証制度加入者の例
- 個人信用情報機関への強制回収手続情報の登録

【個人信用情報機関への登録の流れ】



【個人情報同意条項】 機構は、個人情報情報機関への登録及び利用は、延滞した場合のみ行います。

(個人情報情報機関の利用・登録等)

1. 私は、奨学金の返済が延滞した後は、下記の個人情報（その履歴を含む）が機構が加盟する個人情報情報機関に登録され、同機関及び同機関と提携する個人情報情報機関の加盟会員によって自己の与信取引上の判断（返済能力又は転居先の調査をいう。ただし、返済能力に関する情報については、返済能力の調査の目的に限る）のために利用されることに同意します。

また、私は、延滞した後は、機構が加盟する個人情報情報機関及び同機関と提携する個人情報情報機関に私の個人情報（当該各機関の加盟会員によって登録される契約内容、返済状況等の情報のほか、当該各機関によって登録される破産等の官報情報等を含む）が登録されている場合には、機構がそれを債権管理（転居先の調査を含む）のために利用することに同意します。

個人情報	登録期間
氏名、生年月日、性別、住所（郵便不着の有無等を含む）、電話番号、勤務先等の本人情報	下記の情報のいずれかが登録されている期間
貸与金額、貸与日、最終返済日等の本契約の内容及びその返済状況（延滞、代位弁済、強制回収手続き、完済等の事実を含む）の情報	延滞発生から本契約期間中及び本契約終了日（完済していない場合は完済日）から5年を超えない期間
機構が加盟する個人情報情報機関を利用した日及び本契約又はその申込の内容等	当該利用日から1年を超えない期間
官報の情報	破産手続開始決定を受けた日から7年を超えない期間
登録情報に関する苦情を受け調査中である旨の情報	当該調査中の期間
本人確認資料の紛失・盗難等の本人申告の情報	本人から申告のあった日から5年を超えない期間

2. 私は、前項の個人情報が、その正確性・最新性維持、苦情処理、個人情報情報機関による加盟会員に対する規則遵守状況のモニタリング等、個人情報の保護と適正な利用の確保のために必要な範囲内において、個人情報情報機関及びその加盟会員によって相互に提供又は利用されることに同意します。

3. 前2項に規定する個人情報情報機関は次のとおりです。各機関の加盟資格、会員名等は各機関のホームページに掲載されております。なお、個人情報情報機関に登録されている情報の開示は、各機関で行います（機構ではできません）。

①機構が加盟する個人情報情報機関

全国銀行個人情報センター

<https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/>

②同機関と提携する個人情報情報機関

・(株) 日本信用情報機構

<https://www.jicc.co.jp>

・(株) シー・アイ・シー

<https://www.cic.co.jp>

左記の個人情報情報機関では、本書面の書き方を含め奨学金に関するご質問にはお答えできません。

(代位弁済後の情報提供について)

4. 私は、機構に対し、私が保証委託契約を締結した委託先から機構が代位弁済後の完済等の情報を取得し、これを個人情報情報機関に提供することを依頼し、その情報が個人情報情報機関に登録されることに同意します。

(注) 全国銀行個人情報センター、(株) 日本信用情報機構、(株) シー・アイ・シーは、上記「個人情報同意条項」の「個人情報」に記載されている情報を登録する機関です。日本学生支援機構の業務に関する質問は受け付けていません。